

2004年3月25日

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国土交通省鉄道局 気付 石原 伸晃 様

国土交通大臣 丸山 伸晃 様

同 業務課長 高田 順一 様

東京都足立区 半澤 一宣

東武鉄道株式会社への事業改善命令発令を求め
る再要請書

2 先月29日付け第120587461
7 4 7 1 2 0 号書留配達証明郵便で貴局
に通報しました、東武鉄道株式会社にかわ
る件につきまして、指定回答期限を過ぎた今
月21日に同社から回答書が届きました。
月29日付け及び今月4日付けの同社あて質
問状において見解を示すよう求めた項目につ
いてすべて無視、すなわち回答を事実上拒絶
しました。このことは、私がこれまで連続
の質問状において実施を求めてきたこと、す

なわち問題の車両構造の欠陥を原因とする
まざまな事故・事件の再発の未然防止策
つまり安全確保の実施と、この問題への対
応を長年にわたり怠り続ける暴力被害によ
て車両構造の欠陥に起因する暴力被害を強
者である私に精神的苦痛という二次被害を強
要し続けたモラルハラメント（精神的暴力
）について謝罪、及びこれら一連の問題に
対する反省と自己批判の意思表示の公表を
証明するものにはその考えがないという事
実を放置し続けてきたことは、乗務中の乗務員
の喫煙問題についで、危険な事態を誘発し
つながら続けられてきたことによる運転事故
に約しない（事後対応し、その再発の未然防
止を確等しい）という、利用者自身の生命を
預かる立場として、同社は、回答責任者名
ひいては、この問題について、い
い、問題について、利用者の安全の確保に
責任の所在を否定したことの確保にかかわ
る公器としての良識を疑わざるを得ない
も明らかになりました。その中でも、このよ
うな中身のしない回答書の送付にも、この
責任は果たしたから当社にはこれ以上の非

ない、など開き直るとしたら、それは卑劣な責任逃れ以外の何物でもありません。私に送付してからの回答指定日までの間の今月1日にスペイン・マドリド市で通勤列車同時爆破テロ事件が発生し、その後国際テロ組織から日本に対するテロの予告が出され、私が指摘している（同社の車両構造の欠陥を悪用した）テロの恐怖が現実のものとなつてしまつたというのに、同社がこの事件についても回答書で無視していることについて記のテロについて、現状のままでもその未然防止が可能である、若しくはそのようなテロの発生はあり得ないといふことを証明してみせないまま、その防止策を実施すべき責任の所在を否定していることを意味していきま

す。恐怖、すなわち鉄道事業法第23条に言う「公共の利益を阻害して改善措置を講ずる」に「同条3号」のように並びに「旅客の安全」な輸送を確保するための措置を講ずる（同6号）ように、東武鉄道に對してすみやかに事業改善命令を發令されることと、この問題にかかわる同社への処分結果とその理由について処分内容が決定しだいすみやかに書面にて私に御通知下さることとを、貴局に要請致します。話し合いだけでは悪いこと（利用者への安全の確保にかかわる責任の放棄）を止めない者には、痛い目（法的及び行政処分）に合わせないとわかりませぬ。どうか貴局におかれましては、利用者すなわち国民の安全を確保するべき責任を果たさずに済ませようとしていない、東武鉄道に對して厳正な処分を下し、もつて国民の生命と安全を守るべき貴局の使命を果たされまふことを、重ねて要請致します。告発状の写しを第1205575513号書留配達証明郵便にて別に送付致します。すほか、この問題に對しては貴局に通報済みである旨を警察庁と東京地方検察庁に合致させ、連絡しておりますので、お含みおき願ひ以上。

記事 書留郵便物引受番号と配達完了日

第1205875122号
および配達郵便局
平成16(2004)年3月26日に
東京中央郵便局にて配達完了

本状に対する国土交通省からの回答は無し。